平成２６年（フ）第４１１３号
大阪府茨木市春日５丁目２番34号ハイツ茨木204号室、住民票上の住所大阪府茨木市郡５丁目14番12号　キャピタルグレース406号
債務者　毛利　隆夫
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２０３号
大阪市港区市岡１丁目14番10号　高宗ハイツ302号
債務者　谷口　時政
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２６２号
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目12番18号502号
債務者　奥村　卓矢
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３３４号
大阪府高槻市沢良木町11番９―404号
債務者　小崎美佐子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３５９号
大阪市鶴見区放出東３丁目25番９号102
債務者　平尾　健児
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４６８号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番６―108号
債務者　岩﨑　　功
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４６９号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番６―108号
債務者　岩﨑　禮子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４７７号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番19―202号
債務者　金本　由美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０２号
奈良県北葛城郡河合町泉台３丁目18番21号広瀬ハイツ203号
債務者　廣部ロサリナこと　ＨＩＲＯＢＥ　ＲＯＳＡＬＩＮＡ　ＦＲＯＧＯＳＯ
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
奈良県御所市大字南十三12番地の11
債務者　森本　幸宏
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目34番６―303号、前住所奈良県北葛城郡王寺町太子３丁目８番４号
債務者　小久保典子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
愛知県豊川市八幡町鐘鋳場299番地　ラ・ヴィレットＡ棟102号
債務者　岩泉　恵子（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４１号
茨城県神栖市知手中央２丁目６番10号　鈴豊荘16号室
債務者　伏田　浩優
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４９号
茨城県神栖市波崎8313番地11　コーポ小川Ａ―５
債務者　宮内　友子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第５０号
茨城県神栖市太田703番地157
債務者　熱田　雅弘
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第５１号
茨城県神栖市太田703番地157
債務者　熱田　昌子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第７４７号
埼玉県川口市戸塚２丁目20番１―507号　ロイヤルメゾン
債務者　上原　桂子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係